

# 鳥取県東部広域行政管理組合 平成24年度 第2回正副管理者会議

日 時 平成24年10月1日(月) 14:00～16:00  
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎会議室

## — 日 程 —

### 【1】開 会

### 【2】管理者あいさつ

### 【3】議 事

#### [1] 議会定例会(平成24年10月24日招集予定)提出議案

- 1 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算(第1号)  
案について《議案第15号》…………… 1
- 2 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別  
会計補正予算(第1号)案について《議案第16号》…………… 4
- 3 平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について  
《議案第17号》…………… 5
- 4 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正案について  
《議案第18号》…………… 15
- 5 繰越明許費繰越計算書について《報告第1号》…………… 22

#### [2] その他

### 【4】そ の 他

- [1] 主な事業の状況について
- [2] 今後の行事予定について…………… 23
- [3] その他

### 【5】閉 会



### 【3】議 事

[1] 議会定例会（平成24年10月24日招集予定）提出議案

- 1 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）案について《議案第15号》

#### 1. 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
5,189,632 千円	30,418 千円	5,220,050 千円

##### (1) 歳入補正額の主な内容

- 普通負担金の減（可燃物処理費負担金） (△2,600 千円)
- 県補助金の増（総務費県補助金） (4,318 千円)
- 組合債の増（可燃物処理施設整備事業債） (28,700 千円)

##### (2) 歳出補正額の主な内容

- 因幡ふるさと振興事業費特別会計繰出金の増 (4,318 千円)  
※県の緊急雇用創出事業を活用
- 可燃物処理施設マネジメント等検討業務委託費の増 (7,100 千円)
- 可燃物処理施設建設に伴う物件移転補償費の増 (19,000 千円)

#### 2. 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
長期包括民間管理委託するし尿処理施設の管理運営費	平成24年度～平成29年度	1,816,000
可燃物処理施設整備事業に係る施設マネジメント等事業費	平成24年度～平成25年度	10,700 (平成25年度分)

### 3. 歳入・歳出総括表

[ 歳入 ]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	4,521,803	△2,600	4,519,203
4 県 支 出 金	5,852	4,318	10,170
9 組 合 債	346,100	28,700	374,800
歳入合計	5,189,632	30,418	5,220,050

[ 歳出 ]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
2 総 務 費	80,229	4,318	84,547
4 衛 生 費	1,448,239	26,100	1,474,339
歳出合計	5,189,632	30,418	5,220,050

平成24年度補正1号普通負担金(対補正前比較)

(単位:千円)

市町名	町名	運営費	介護認定審査費	障害者自立支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集落排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	補正後	54,559	46,012	2,015	1,404	19,545	332,155	15,520	290,275	113,484	174,157	2,134,163	3,183,289
	補正前	54,566	46,012	2,015	1,404	19,545	332,155	15,520	290,275	113,484	176,371	2,134,163	3,185,510
	比較	△7	0	0	0	0	0	0	0	0	△2,214	0	△2,221
岩美町	補正後	4,161	3,597	320	86	1,264	20,884	971	40,171	7,779	9,009	154,327	242,569
	補正前	4,154	3,597	320	86	1,264	20,884	971	40,171	7,779	9,123	154,327	242,676
	比較	7	0	0	0	0	0	0	0	0	△114	0	△107
智頭町	補正後	2,841	2,445	277	44	-	12,415	607	22,321	12,034	5,492	107,311	165,787
	補正前	2,841	2,445	277	44	-	12,415	607	22,321	12,034	5,562	107,311	165,857
	比較	0	0	0	0	-	0	0	0	0	△70	0	△70
若桜町	補正後	1,431	1,193	174	27	481	5,881	305	7,306	1,712	2,823	62,192	83,525
	補正前	1,431	1,193	174	27	481	5,881	305	7,306	1,712	2,859	62,192	83,561
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△36	0	△36
八頭町	補正後	6,474	4,926	358	108	2,121	27,905	1,448	22,647	46,811	13,049	251,882	377,729
	補正前	6,474	4,926	358	108	2,121	27,905	1,448	22,647	46,811	13,215	251,882	377,895
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△166	0	△166
補正後合計	補正後合計	69,466	58,173	3,144	1,669	23,411	399,240	18,851	382,720	181,820	204,530	2,709,875	4,052,899
	補正前合計	69,466	58,173	3,144	1,669	23,411	399,240	18,851	382,720	181,820	207,130	2,709,875	4,055,499
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△2,600	0	△2,600

2 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算（第1号）案について《議案第16号》

1. 歳入歳出補正総額

補正前	補正額	補正後
23,916千円	4,318千円	28,234千円

(1) 歳入補正額の主な内容

- 一般会計繰入金の増 (4,318千円)

(2) 歳出補正額の主な内容

※県の緊急雇用創出事業を活用

- 職員給与費の増（嘱託職員2名） (2,266千円)
- アンテナショップ関連事業費の増 (1,048千円)
- 観光PR事業費の増 (1,004千円)

2. 歳入・歳出総括表

[ 歳入 ]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
2 繰入金	18,970	4,318	23,288
歳入合計	23,916	4,318	28,234

[ 歳出 ]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費	23,896	4,318	28,214
歳出合計	23,916	4,318	28,234

### 3 平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について 《議案第17号》

#### 1. 決算規模

一般会計	歳入	5,263,092千円	(前年度5,294,243千円 31,151千円(0.6%)の減)
	歳出	5,233,706千円	(前年度5,272,620千円 38,914千円(0.7%)の減)
特別会計	歳入	5,840千円	(前年度20,279千円 14,439千円(71.2%)の減)
	歳出	4,897千円	(前年度19,339千円 14,442千円(74.7%)の減)

#### 2. 決算収支

##### (1) 一般会計

実質収支額 29,333千円

(歳入総額5,263,092千円－歳出総額5,233,706千円－繰越明許費繰越額53千円)

単年度収支額 7,711千円

(実質収支額29,333千円－前年度実質収支額21,622千円)

実質単年度収支額 7,732千円

(単年度収支額7,711千円＋財政調整基金積立金21千円)

##### (2) 特別会計

実質収支額 943千円

(歳入総額5,840千円－歳出総額4,897千円)

単年度収支額 3千円

(実質収支額943千円－前年度実質収支額940千円)

#### 3. 主な事業

本年度は、平成25・26年度事業と計画していた消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター総合整備事業を平成24・25年度事業とし、本事業に係る実施設計を行った。

これは当初、財源については構成市町の有利な起債活用及び一般財源としていたが、東日本大震災を期に国の補助事業として「緊急防災・減災事業」が創設されたこともあり、緊急性等を勘案し、前倒し実施することとしたもので、このことにより構成市町の負担を大幅に軽減することができた。

なお、本組合が取り組んだ本年度の主な事務事業は、次のとおりである。

### (1) 議会・総務・企画関連事務

議会関連事務では、平成23年11月及び平成24年2月に定例会を開催した。

また、平成23年7月には臨時会を開催し、消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター総合整備事業の前倒し施行に伴う実施設計の補正予算の議決を得るとともに、喫緊の課題である新たな可燃物処理施設整備事業についての現況報告を行った。

さらに、委員会関係では閉会中の5月に総務消防委員会が開催されるとともに、10月には総務消防委員会及び福祉環境委員会の行政視察が、1月には議会運営委員会の行政視察が行われた。

総務関連事務では、各種研修へ職員を派遣し、資質向上を図った。

企画関連事務では、因幡ふるさと振興基金の果実等を活用した各種ソフト事業を行った。

主な事業としては、身の回りの廃材を利用した「エコ工作コンテスト」や独身男女の出会いの機会を創出するカップリング事業を引き続き行うとともに、アンテナショップ事業として鳥取県東部（因幡）地域の情報や魅力に関西圏を中心に積極的にPRし、圏域のイメージアップ・認知度の向上を図るとともに、地域産物の販路拡大の取り組みを行った。

### (2) 介護認定審査・障害者自立支援審査・休日急患歯科診療関連事務

介護認定審査事務では、保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された75人の委員が14合議体で概ね月曜日から木曜日に7組の審査会を開催し、延べ334回（うち夜間48回）、14,221件の審査判定を行い、結果を速やかに保険者（構成市町）へ通知した。

また、平成24年度の制度改正に対応するため、システムの適用作業を委託した。

障害者自立支援審査事務では、知的・精神及び身体の各障害者の審査のため、今年度からは2合議体から専任委員の1合議体とし、延べ18回、435件の審査判定を行い、結果を速やかに構成市町へ通知した。

さらに、休日急患歯科診療業務の運営を引き続き（社）鳥取県東部歯科医師会へ委託し、安定的な診療体制の確保を図った。

### (3) 生活環境関連事務

火葬業務では、昨年に引き続き県の緊急雇用創出事業を利用して指定管理者である（財）鳥取県東部環境管理公社へ施設内の樹木剪定や草刈等を委託し、環境整備を行った。

不燃物処理業務では、処理手数料の見直しのため廃棄物等審議会を開催し、手数料

の改定を行った。

また、昨年に引き続き県の緊急雇用創出事業を利用して施設管理区域内の伐木、草刈、側溝清掃等を行う作業員を雇用し、環境整備を行った。

さらに旧末恒不燃物処理場の跡地を利用して開設した白兔グラウンドゴルフ場の利便性の向上並びに更なる利用促進を図ることを目的に休憩棟の新築工事を行った。

し尿処理業務では、因幡浄苑及びコンポストセンターいなばの両施設を5年間（20～24年度）民間事業者へ長期包括管理委託しており、コンポストセンターいなばで搬入された汚泥を原料とした肥料「いなばコンポ」を製造し、JA鳥取いなばを通じて販売等を行った。

可燃物処理施設整備事業では、昨年6月から開始した現況調査が本年9月に全て終了し、その調査結果を基に施設を建設した場合の環境への影響を予測・評価した「準備書」を作成し、鳥取県知事及び鳥取市長へ提出した。

来年度は、この準備書を住民への縦覧に付し、説明会を開催するとともに環境保全の見地からの住民意見書を受付け、この意見概要に事業者の見解を添えて鳥取県知事及び鳥取市長へ提出するなど「評価書」の作成手続きを行っていく予定である。

また、昨年度施行したボーリング調査、空中物理探査及び航空レーザー測量調査の結果を基に繰越事業として事業予定地の敷地造成基本設計を作成した。

さらに、可燃物処理施設整備に関する処理技術、主要設備、配置計画等の基本的な事項についての可燃物処理施設整備基本計画を作成した。

#### (4) 消防関連事務

消防業務では、昨年度から計画的に実施している庁舎の耐震診断を行い、今後策定予定の庁舎耐震補強・大規模改修基本計画の指針とした。

また、車両更新計画に基づき消防ポンプ自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車3台、高規格救急自動車1台を更新し、各署に配備した。

さらに、平成28年5月末のアナログ無線運用最終期限に向けての消防救急無線のデジタル化及びそれに伴い整備予定の高機能消防指令センターを整備するため実施設計を行った。

#### 4. 歳入歳出決算の状況

##### (1) 一般会計

[ 歳入 ]

(単位：千円)

款	予算額	決算額	比較	決算額の説明	
1 分担金及び負担金	4,707,583	4,699,787	△ 7,796	普通負担金	4,156,541
				運営費負担金	125,181
				介護認定審査費負担金	55,172
				障害者自立支援審査費負担金	2,547
				休日急患歯科診療費負担金	1,618
				火葬場費負担金	15,579
				不燃物処理費負担金	466,243
				不燃物処理場跡地利用施設費負担金	24,982
				し尿処理費負担金	390,445
				集落排水処理費負担金	179,291
				可燃物処理費負担金	61,578
				消防費負担金	2,833,905
				特別負担金	543,246
				介護認定審査費負担金	541
				不燃物処理費負担金(事業交付税費)	216,491
				不燃物処理場跡地利用施設費負担金 (事業交付税費)	11,732
				し尿処理費負担金(事業交付税費)	182,678
				消防費負担金(事業交付税費)	1,871
				消防用地取得公債費負担金	22,137
				消防施設建設費負担金	32,796
				消防職員退職手当基金積立費負担金	75,000
2 使用料及び手数料	7,094	7,667	573	用地使用料(電柱・電話柱)	147
				駐車場使用料	3,212
				不燃物処理手数料 77.68 t	2,564
				危険物施設等許可手数料 103件	1,449
				火薬類等取扱許可手数料 35件	295
3 国庫支出金	257,607	33,376	△ 224,231	緊急消防援助隊活動費負担金	7,797
				障害程度区分認定等事業費補助金	599
				社会資本整備総合交付金	830
				循環型社会形成推進交付金	24,150

款	予算額	決算額	比較	決算額の説明
4 県支出金	9,320	9,321	1	休日等歯科診療所運営費補助金 427 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 3,907 消防防災ヘリコプター運航調整交付金 2,843 火薬類等取扱事務費交付金 2,144
5 財産収入	77,184	82,526	5,342	鳥取市環境事業公社用地貸付料 4,634 財政調整基金運用利子 21 不燃物処理施設建設基金運用利子 8 可燃物処理施設立地促進基金運用利子 3,892 退職手当金積立基金運用利子 3,348 リサイクル再生資源有価物売払収入 68,655 コンポスト売払収入 1,968
6 繰入金	185,516	185,516	0	退職手当金積立基金繰入金 185,516
7 繰越金	21,624	21,623	△ 1	前年度繰越金 21,623
8 諸収入	55,974	57,976	2,002	歳計現金等運用利子 292 雇用保険料 91 退職手当負担金 1,632 要保護者の審査判定料 75 光熱水費等負担金 5,404 平成22年度再商品合理化合理化拠出金 45,775 車両売却代金 704 広域消防応援等交付金 264 地域衛星通信ネットワーク整備事業支援交付金 1,592 その他雑入 2,147
9 組合債	1,294,900	165,300	△ 1,129,600	不燃物処理施設整備事業 16,200 白兔グラウンドゴルフ場休憩棟新築工事 消防施設等整備事業 149,100 消防ポンプ自動車 1台 水槽付消防ポンプ自動車 3台 高規格救急自動車 1台
歳入合計	6,616,802	5,263,092	△ 1,353,710	

[ 歳 出 ]

(単位:千円)

款	予算額	決算額	繰越額	比較	決算額の説明
1 議会費	2,965	2,640	0	325	職員給与費 651 議員報酬 (18人) 651 議会開催等運営費 (定例会2回外) 1,989
2 総務費	139,791	136,003	0	3,788	職員給与費 113,728 特別職 (8人) 362 一般職 (7人) 111,714 嘱託 (1人) 1,652 総括事務費 10,495 職員厚生研修費 2,738 庁舎等管理事務費 4,886 退職手当負担金 (2人) 3,764 企画関連事務費 392
3 民生費	62,844	61,243	0	1,601	職員給与費 46,908 介護認定審査会委員報酬 (75人) 19,429 障害者自立支援審査会委員報酬 (6人) 1,157 一般職 (3人) 24,569 嘱託 (1人) 1,753 介護認定審査システム機器等賃借料 3,366 介護認定審査事務費 6,929 障害者自立支援審査事務費 1,975 休日急患歯科診療業務運営委託費 2,065
4 衛生費	995,177	976,889	0	18,288	職員給与費 80,342 廃棄物等審議会委員報酬 (13名) 175 一般職 (9人) 75,205 嘱託 (3人) 4,962 因幡霊場関連経費 18,410 指定管理業務委託費 16,000 管理事務費 39 緊急雇用創出事業費 2,371 環境クリーンセンター関連経費 370,287 指定管理業務委託費 18,500 施設管理運営委託費 120,292 一般廃棄物中間処理業務委託費 46,088 分別基準適合物再商品化業務委託費 2,375 緊急雇用創出事業費 1,536 不燃物処理施設建設基金積立金 8 施設維持管理費 181,488 元処分場関連経費 7,344 施設維持管理費 5,719 水質検査等業務委託費 1,625 白兔グラウンドゴルフ場関連経費 30,915 指定管理業務委託費 8,900 白兔グラウンドゴルフ場休憩棟新築工事費 21,605 管理事務費等 410 し尿処理施設関連経費 394,297 施設維持管理費 1,303 し尿処理・運搬業務委託費 43,632 包括的管理運営委託費 (因幡浄苑) 254,310 〃 (コンポストセンターいなば) 94,290 管理事務費 762

款	予算額	決算額	繰越額	比較	決算額の説明
					可燃物処理関連経費 75,294 建設事務費 70,055 候補地関連対策費 1,347 可燃物処理施設設立地促進基金積立金 3,892
5 消 防 費	4,502,496	3,146,502	1,350,653	5,341	職員給与費 2,683,424 一般職（304人） 2,678,198 嘱託（2人） 5,226 総括事務費 28,963 職員厚生研修費 18,225 管理事務費 127,601 音楽隊費 467 財政調整基金積立金 21 退職手当金積立基金積立金 78,348 予防業務費 1,137 権限移譲事務費 207 防火クラブ育成費 615 警防業務費 11,095 救急業務費 7,463 救助業務費 1,667 消防施設整備費 10,376 車両機材整備費 162,718 消防ポンプ自動車（1台） 29,158 水槽付消防ポンプ自動車（3台） 109,274 高規格救急自動車（1台） 24,286 指令設備整備費 14,175 消防救急デジタル無線設備及び 高機能消防指令センター実施設計
6 公 債 費	910,530	910,429	0	101	長期借入金元金償還金 872,235 事務局庁舎整備事業 5,839 不燃物処理施設整備事業 368,800 最終処分場跡地利用施設整備事業 20,690 し尿処理施設整備事業 338,587 消防施設等整備事業 138,319 長期借入金利子 38,194 事務局庁舎整備事業 2,272 不燃物処理施設整備事業 8,071 最終処分場跡地利用施設整備事業 1,103 し尿処理施設整備事業 16,608 消防施設等整備事業 10,140
7 予 備 費	2,999	0	0	2,999	
歳出合計	6,616,802	5,233,706	1,350,653	32,443	

(2) 因幡ふるさと振興事業費特別会計

[ 歳入 ]

(単位：千円)

款	予算額	決算額	比較	決算額の説明
1 財産収入	4,900	4,900	0	因幡ふるさと振興基金運用利子
2 繰入金	0	0	0	因幡ふるさと振興基金繰入金
3 繰越金	940	940	0	前年度繰越金
歳入合計	5,840	5,840	0	

[ 歳出 ]

(単位：千円)

款	予算額	決算額	比較	決算額の説明
1 因幡振興事業費	5,820	4,897	923	「循環型都市づくり」推進事業費 1,186 因幡発見ふれあい事業費 232 東部圏域PR事業費 3,479
2 予備費	20	0	20	
歳出合計	5,840	4,897	943	

## 5. 財産の状況

(単位：㎡・台・個)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決算年度中増減高		決算年度末 現 在 高	現 在 高 の 内 訳
		増	減		
土 地 (地積)	144,377	0	0	144,377	行政財産 140,796 ・事務局 693 ・因幡霊場 23,062 ・元末恒不燃物処分場 3,561 ・環境クリーンセンター 82,628 ・因幡浄苑 12,308 ・コンポストセンターいなば 5,394 ・消防庁舎関係 13,150 普通財産 3,581 ・因幡浄苑(鳥取市環境事業公社貸付分)
建 物 (延面積)	30,513	169	0	30,682	行政財産 30,682 ・事務局庁舎 658 ・因幡霊場 3,266 ・元末恒不燃物処分場 173 ・環境クリーンセンター 9,180 ・リファーレンいなば 2,683 ・因幡浄苑 3,768 ・コンポストセンターいなば 2,395 ・白兔グラウンドゴルフ場 408 ・ペットボトルリサイクルセンター 469 ・消防庁舎 7,682
物 品	115	6	7	114	備品関係(主なもの) ・車両関係 71 ・救急関係 19 ・救助関係 5 ・その他 19

## 6. 基金の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増 減 額			決算年度末現在高
		歳出決算額	取崩し額	計	
財政調整基金	26,356	21	0	21	26,377
不燃物処理施設建設基金	62,208	8	0	8	62,216
可燃物処理施設立地促進基金	709,278	3,892	0	3,892	713,170
退職手当金積立基金	1,113,452	78,348	185,516	△ 107,168	1,006,284
因幡ふるさと振興基金	885,746	0	0	0	885,746
合 計	2,797,040	82,269	185,516	△ 103,247	2,693,793

## 7. 長期債の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増減額		決算年度末現在高
		借入額	償還額	
事務局庁舎整備事業債	68,270	0	5,839	62,431
不燃物処理施設整備事業債	494,552	0	368,800	125,752
最終処分場跡地利用施設整備事業債	82,780	16,200	20,690	78,290
し尿処理施設整備事業債	972,695	0	338,587	634,108
消防施設等整備事業債	721,736	149,100	138,319	732,517
合 計	2,340,033	165,300	872,235	1,633,098

## 8. 施設等の運営状況

(単位:件・人・t・kl)

		決算年度実績	前年度実績	増 減
介護認定審査会審査判定件数		14,221	14,546	△ 325
障害者自立支援審査会審査判定件数		435	564	△ 129
休日急患歯科診療所受診人数		739	686	53
因幡霊場利用件数	人 体	2,670	2,676	△ 6
	そ の 他	1,144	1,154	△ 10
	計	3,814	3,830	△ 16
環境クリーンセンター搬入量		14,604	14,919	△ 315
リファーレンいなば来館者数		16,013	14,122	1,891
白兔グラウンドゴルフ場利用者数		32,584	33,287	△ 703
因幡浄苑搬入量	し 尿 等	25,168	26,938	△ 1,770
	集落排水汚泥	22,553	20,494	2,059
火災発生件数		93	103	△ 10
救急出動件数		9,193	8,951	242
救急搬送人数		8,726	8,468	258

4 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正案について  
《議案第18号》

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成24年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合  
管理者 鳥取市長 竹内 功

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「全出力20キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他

の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改め、「この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

#### 提案理由

急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準を定めるためである。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの<u>及び次条に掲げるものを除く。</u>以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(急速充電設備)</u></p> <p><u>第 11 条の 2 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備 (全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 50 キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</u></p> <p><u>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</u></p> <p><u>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されてない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p><u>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの を除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第11条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第

1 項第 1 号(アを除く。)及び第 18 号の 3、第 11 号第 1 項第 7 号、第 8 号及び第 10 号並びに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。

(1)～(2) (略)

5 (略)

1 項第 1 号(アを除く。)及び第 18 号の 3、前条第 1 項第 7 号、第 8 号及び第 10 号並びに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 17 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

(1)～(2) (略)

5 (略)

5 繰越明許費繰越計算書について《報告第1号》

1. 平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
5 消防費	1 消防費	消防救急デジタル無線 及び高機能消防指令セ ンター総合整備事業	1,364,828,000	1,350,653,000

[財源内訳]

(単位：円)

既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
	221,000,000	1,129,600,000		53,000

#### 【4】その他

[1] 主な事業の状況について

[2] 今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
10/15（月）10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
10/24（水）10:00～ 10/25（木）10:00～	議会定例会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

[3] その他